◎新潟県告示第131号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

平成26年2月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	訪問介護事業所越	新潟県長岡市浦字浦	社会福祉法人あいあ	平成26年2月1日
	路あいあい	谷内 9609 番地	V)	
介護予防訪問介護				
訪問介護	ヘルパーステーシ	新潟県柏崎市松美2	株式会社新潟ゆうあ	平成26年2月1日
	ョンあたたか柏崎	丁目5番38号	V	
介護予防訪問介護				
通所介護	ツクイ五泉赤海	新潟県五泉市赤海2	株式会社ツクイ	平成26年2月1日
		丁目6番14号		
介護予防通所介護				
通所介護	リハステーション	新潟県阿賀野市緑岡	株式会社リハステー	平成26年2月1日
	みどりおか	3番地 15	ションみどりおか	
介護予防通所介護				